

【扶養親族等の数】 源泉徴収税額を求める際に、 扶養親族等の数に加える人数 【控除の種類と額】 年末調整の際に、適用を受ける控除		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額 []内は、所得金額調整控除 適用時)			
		900万円以下 (1,095万円以下 [1,110万円以下])	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下 [1,110万円超 1,160万円以下])	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下 [1,160万円超 1,210万円以下])	1,000万円超 (1,195万円超 [1,210万円超])
配偶者の 給与等の 収入だけ の合計 所得金額	48万円以下 (103万円以下)	扶養親族等の数 控除の種類と額 1 配偶者控除 38万円	0 配偶者控除 26万円	0 配偶者控除 13万円	0 無し
	配偶者が 障害者	扶養親族等の数 控除の種類と額 2(配+障) 配偶者控除 38万円 + 障害者控除	1(障) 配偶者控除 26万円 + 障害者控除	1(障) 配偶者控除 13万円 + 障害者控除	1(障) 障害者控除 のみ
	48万円超 95万円以下 (103万円超 150万円以下)	1 配偶者特別控除 38万円	0 配偶者特別控除 26万円	0 配偶者特別控除 13万円	0 無し
	95万円超 133万円以下 (150万円超 2,015,999円以下)	0 配偶者特別控除 36万円 ~ 3万円	0 配偶者特別控除 24万円 ~ 2万円	0 配偶者特別控除 12万円 ~ 1万円	0 無し

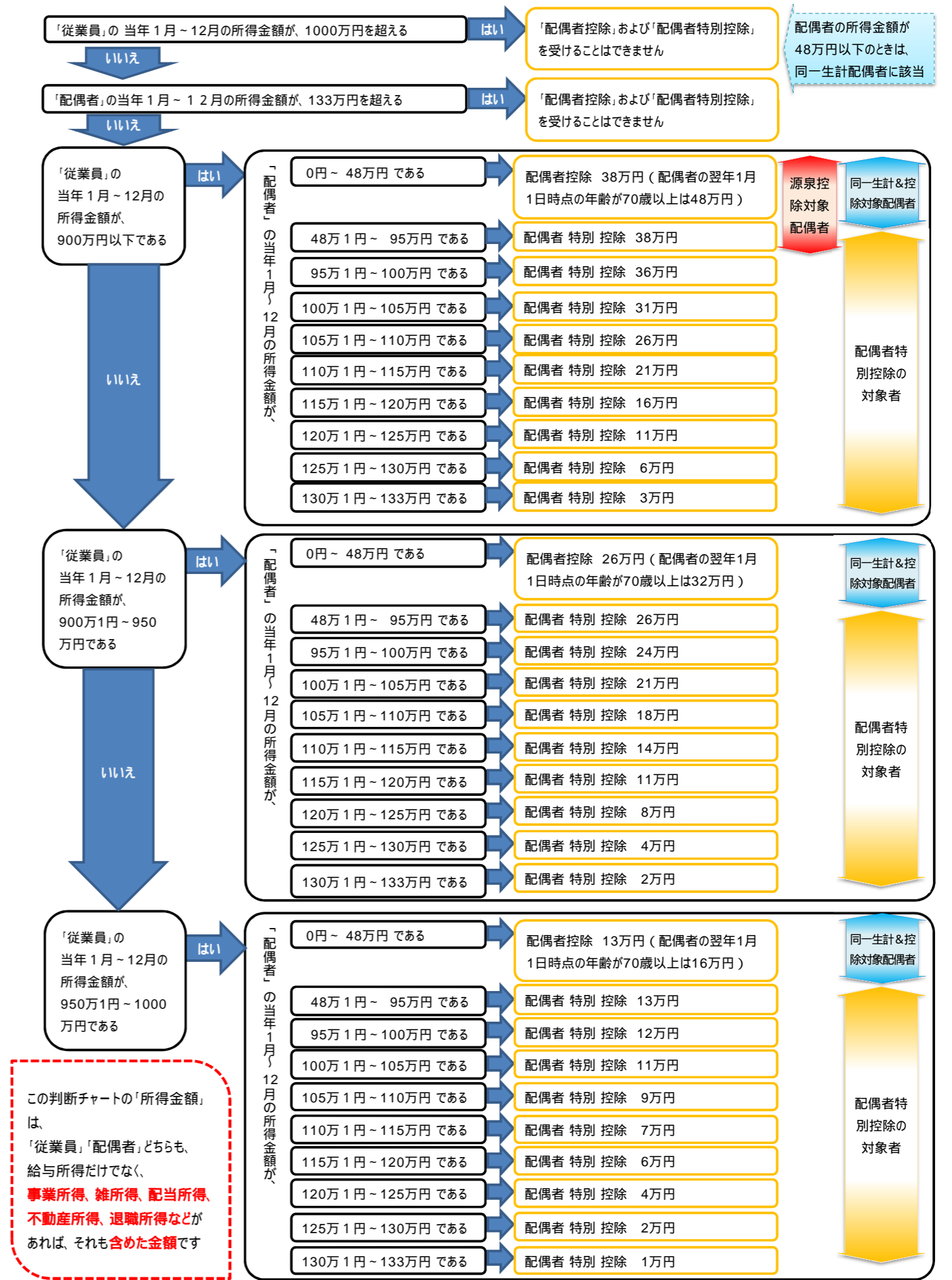
源泉控除対象配偶者

配偶者特別控除の対象者

控除対象配偶者

同一生計配偶者

給与所得者の所得金額調整控除
給与等の収入金額が850万円超で、次のいずれかに該当する場合は、「所得金額調整控除」が適用されます。
給与所得者自身が特別障害者に該当する人
年齢23歳未満の扶養親族がいる人
特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる人



配偶者の所得金額が48万円以下のときは、同一生計配偶者に該当

源泉控除対象配偶者

同一生計&控除対象配偶者

同一生計&控除対象配偶者

配偶者特別控除の対象者

同一生計&控除対象配偶者

配偶者特別控除の対象者